



入学貸付・修学貸付のご案内



共済組合では、組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が学校教育法に定める高等学校等に入学及び修学するために必要な費用の貸付を行っています。

貸付種類	入学貸付	修学貸付
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 ○ 上記の他、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関 	
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学金 ○ 授業料 ○ その他入学に係る費用 } 入学金と同時に 支払う場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業料 ○ 通学用定期券 ○ その他修学に係る費用 } 該当年度分のみ
貸付金額	給料月額額の6倍で最高200万円 ※最低5万円(賞与併用償還の場合は最低30万円)から5万円単位	修業年限を限度として、月10万円(単年度上限120万円) ※年度途中で申込みのあった場合は、貸付申込月の翌月から当該年度末までの残月数10万円を乗じた額 例 貸付申込月が3,4月の場合……………上限120万円(12ヶ月分) 貸付申込月が5月の場合……………上限100万円(10ヶ月分)
申込時期	合格通知書が届いた時点から申込み可能 入学貸付は、随時貸付を行いますので、所属所共済事務担当課を通して早めにお申し出ください。(期間等によっては、ご希望に添えない場合もあります。)	入学時及び進級時(ただし、年度途中からの申込みも可能) 修業年数を一括して貸付けはいたしませんので、必要な方は、毎年進級ごとに申請してください。
償還方法	貸付を受けた翌月から、元利均等償還又は半年賦併用償還	修業期間中は利息のみ償還 修業終了月の翌月から、元利均等償還又は半年賦併用償還
貸付利率	年利率2.66% ※財政融資資金利率の変動により貸付利率も変動する場合があります。	
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合格通知書又は入学許可書(写) ○ 特別貸付申込書 ○ 借用証書 ○ 印鑑登録証明書 ○ 貸付事故の有無に関する借入状況確認書兼申告書 ○ 借入状況等申告書 ○ 他の金融機関の償還表 ※共済組合以外から借入れがある場合 ○ 入学金及び納入日等が確認できる書類 ○ 住民票又は戸籍(除籍)抄本 ※被扶養者でない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在学証明書(原本) ※初年度のみ合格通知書又は入学許可書(写)も必要 ○ 特別貸付申込書 ○ 借用証書 ○ 印鑑登録証明書 ○ 貸付事故の有無に関する借入状況確認書兼申告書 ○ 借入状況等申告書 ○ 他の金融機関の償還表 ※共済組合以外から借入れがある場合 ○ 授業料及び納入日等が確認できる書類 ○ 住民票又は戸籍(除籍)抄本 ※被扶養者でない場合